

障害者総合支援法 事業者ハンドブック 指定基準編〔2018年版〕
人員・設備・運営基準とその解釈

－ 追 補 －

本書の製本工程中に、第1編中「第6 障害児入所施設等（児童福祉法）」に掲載されている解釈通知（平成24年3月30日障発0330第13号）の一部を改正する下記の通知が発出されました。

これに伴い、本書収載内容に係る補正情報を次のとおりまとめましたので、本書とあわせてご活用ください。

《改正通知》

- 「「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について」（平成30年6月29日障発0629第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

該当頁	該当箇所	改正前	改正後
485 頁	「解釈通知」欄 中 8 行目	苦情解決の <u>体制等</u>	苦情解決の <u>体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等</u>
502 頁	「解釈通知」欄 中 8～9 行目	<u>取り決め、例えば違約金についての定めを置く</u>	<u>取り決める</u>
504 頁	「解釈通知」欄 中 18 行目と 19 行目の間	（追加）	<u>また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや職員に救命講習等を受講させることが望ましいこと。なお、事業所の近隣にAEDが設置されている場合、緊急時にそれを使用できる体制や地域との連携を構築することでも差し支えない。</u>